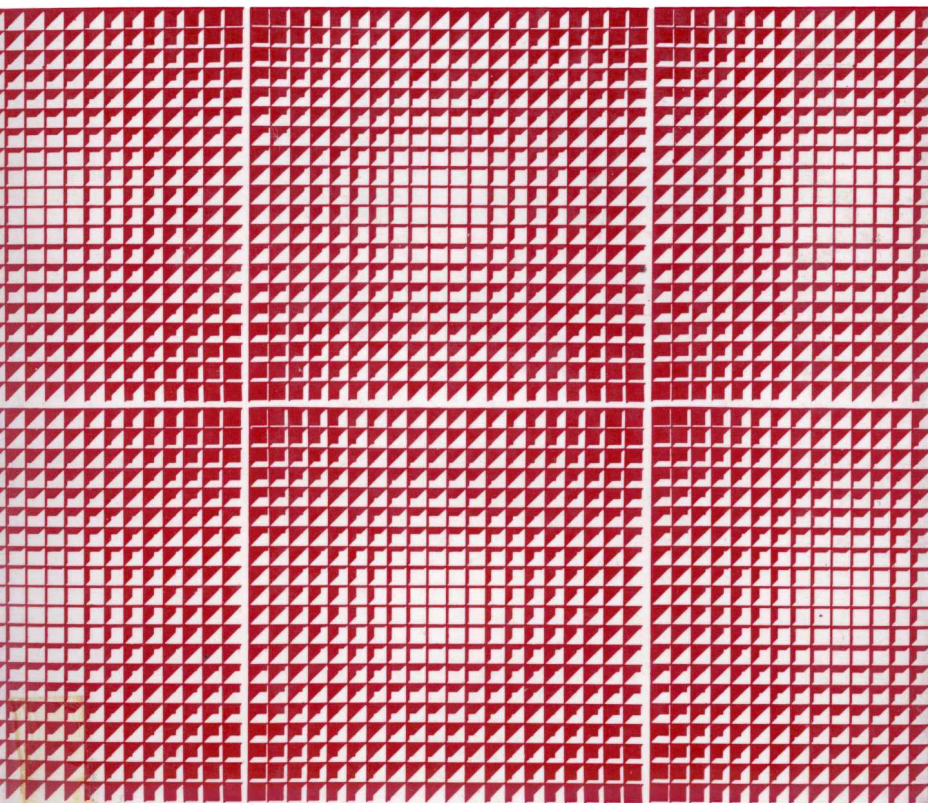


改訂新版

図解・損をしないための

# 年金入門

國井國長



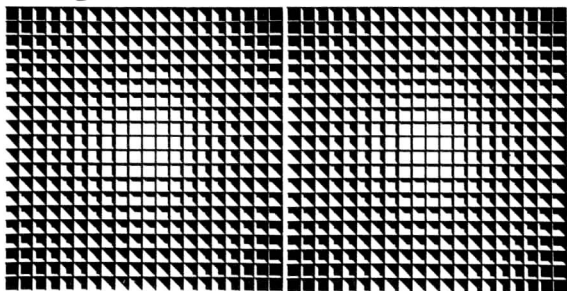
改訂新版

---

図解・損をしないための

---

年金入門



國井國長

■著者略歴



くにい くになが

**國井國長** 明治40年、東京都生まれ。昭和32年1月、國井社会生活研究所を創設し、年金・社会保障・行政不服審査を研究中。昭和35年厚生大臣から社会保険審査会参与に指名され、20年間重任。

『朝日新聞』『読売新聞』『毎日新聞』『東京新聞』などの各紙に年金・社会保障について執筆。NHK・民放テレビで年金の解説を行う。内閣調査室、厚生省からの委任研究。

『東京新聞』、東京都社会福祉協議会年金相談担当。

婦人会、団体、銀行などで講演。

年金社会保障に関する著書多数。

改訂新版

図解・損をしないための年金入門

昭和55年12月3日

第1版発行

昭和56年11月20日

改訂第1版発行

著 者 國 井 國 長

発 行 者 来 馬 希 木

発 行 所 社団法人 家の光協会

東京都新宿区市谷船河原町11 (〒162)

電話・東京 260-3151 (代表)

振替・東京 5-4724

印刷・三松堂印刷KK／製本・寿製本KK

©1980 Kuninaga Kunii

Printed in Japan

落丁本や乱丁本はおとりかえいたします

定価は表紙カバーに表示してあります

2032-54308-0301

## は　じ　め　に

昭和55年の厚生年金、国民年金など、公的年金の大改正により、年金額は大幅に増額され、いよいよ年金が生計に役立つようになってきました。また、わが国の高令化傾向もいっそう進み、年金受給者も急速に増加してきております。そして、このような情勢から老後の生活を考え、年金に関心をもつ人、年金の知識を求める人は、増大の一途をたどっております。

ところが、厚生年金、国民年金などの年金制度は、仕組みが複雑なうえに専門用語も多く、ひじょうに理解しにくいのが現状です。さらにまた、厚生年金、国民年金、共済年金は、それぞれ仕組みがちがうので、職業が変わって加入する年金制度が変わると、ますますわかりにくくなります。

私は、長い間多くの方がたの「年金相談」を承っております。そのなかでは、「年金がもらえない」「年金額が定められた額より少ない」などの嘆きをしばしば聞かされています。しかしそれらの多くは、年金に無関心であったこと、年金のことを知らなかったことが原因です。その「後遺症」が年金を受けるころの年令になって現われたとみています。

このような方がたの嘆きをなくしたいのが私の願いです。そのために、多くの方がたの“年金制度の上手な利用、年金の有利な受け方”のお役に立ちたいと、私は30年間にわたり年金制度を研究し、努力を尽してきました。『朝日』『読売』『毎日』『東京』の各紙に年金のことを書いたり、NHKをはじめ民放のテレビで年金の話をしたり、あるいは年金の無料相談をしてきたのもそのためです。

そして、その一環としてこのたび家の光協会より本書を発刊すること

になりました。私はこれまで何冊かの年金の本を発刊してまいりましたが、本書ではこれまでの経験をふまえ、図や表を十分に使い、年金を理解するうえで重要なことは、取りあげる視点を変えながらも、繰り返し説明し、年金のことに初めて触れる人でも十分に理解できるように配慮しました。さらにまた、私がこれまで相談を承った方がたのなかから、いくつかの例を取りあげ「実例」として盛り込み、いっそう身近に理解できるようにいたしました。

本書では、厚生年金、国民年金、そして農業者年金、さらにはそれらの通算年金制に関して、その仕組み、加入の仕方、受給資格の取得法、年金額を多くする方法など“年金制度の上手な利用、年金の有利な受け方”について述べてあります。また、「年金制度の上手な利用・有利な受け方の心得10か条」「年金制度特例のすべて」などを巻頭のほうにまとめ、これらの重要さを強調するとともに、年金が理解しやすいように努めました。

今後、高令化時代に入っていくとともに、核家族化が進み、老後の生活はいちだんと年金に頼らざるを得なくなってまいりましょう。したがって、年金のことは「難しい、複雑だ」などといって、避けて通ることはできなくなってきているのです。本書が、多くの方がたに活用され、年金生活の一助になることを祈ってやみません。

最後に、本書の執筆に当たっては家の光協会出版部の大谷巖、浅野晴男の両氏から適切な助言をいただきました。ここに感謝申し上げる次第です。

昭和55年10月

國井國長

## 改訂新版を発刊するにあたって

昨年秋、本書の初版を出版しましたところ、たくさんの方々にご愛読いただき、ご好評を賜りました。そのご好評にお応えして、このたび昭和56年法改正の内容を盛り込み、改訂新版を発刊することにしました。

改訂しました主な部分は、昭和55年の物価上昇に対応して行なわれた昭和56年の厚生年金および国民年金の年金額の引き上げに伴う部分です。これに関する内容は、すべて新しい年金額に書き改めました。

さらに、新しく加筆しました主な内容は、歳をとったときや、身体障害になったとき、遺族になったときに支給を受けられる年金についての早見一覧表、女性の一生と年金の関係図、年金を有利に受けた事例の追加、および読者の方々のご要望にお応えして農林漁業団体職員共済年金の受給資格・年金額、国民年金の老令年金優遇加算の仕組みや計算の仕方などです。また、年金についてより理解しやすくするための記述も随所で加筆しました。

以上のことにより、本書の内容は旧版に比べいっそうの充実が図られたと存じます。最近の厚生年金法および国民年金法の改正により、年金額の水準は向上し、年金はいっそう重要度を増してきました。しかし一方では、制度の仕組みがますます複雑になってきております。したがって、年金の知識がないと思わぬ損をすることにもなります。このような状況の下で、いっそう充実した本書が、読者の方々のよりよい年金生活に役立つことを願いたします。

昭和56年8月

國井國長

はじめに

改訂新版を発刊するにあたって

|            |         |
|------------|---------|
| 年金を理解するために | .....13 |
|------------|---------|

年金を理解するための要点.....14

年金とはどういうものか.....14

公的年金・私的年金.....14

公的年金と預貯金のちがい.....16

公的年金と生活保護のちがい.....17

日本の年金制度の成り立ち.....17

特例のある理由.....18

☆年金のすべて早わかり一覧／20

年金制度の上手な利用・有利な受け方の心得10か条.....22

年金制度の特例のすべて.....30

年金の加入資格、受給資格、年金額、支給開始年令の特例.....30

加入資格の特例.....31

(1)厚生年金／31 (2)国民年金／31

(3)2つの年金に同時加入／31 (4)農業者年金／31

年金の受給資格の特例.....34

(1)厚生年金／34 (2)国民年金／34 (3)その他のばあい／34

(4)生年月日による年金受給資格の特例／34

年金額の特例.....35

(1)厚生年金／35 (2)国民年金／35 (3)農業者年金／36

(4)共済年金／37 (5)船員保険／37 (6)厚生・船員の配偶

者加給／37 (7)厚生・船員の寡婦加算／38

支給開始年令の特例.....38

(1)厚生年金／38 (2)国民年金／38 (3)共済年金・船員保険／38

|           |    |
|-----------|----|
| 主な年金用語の解説 | 39 |
|-----------|----|

|             |    |
|-------------|----|
| <b>厚生年金</b> | 41 |
|-------------|----|

|           |    |
|-----------|----|
| 老令年金の支給条件 | 42 |
|-----------|----|

|                   |    |
|-------------------|----|
| 老令年金は加入期間20年以上で支給 | 42 |
|-------------------|----|

(1)勤め先を替えても合計20年以上ならよい/42

(2)途中で国民・共済年金の加入があってもよい/43

|                |    |
|----------------|----|
| 中高年は15年で老令年金受給 | 45 |
|----------------|----|

|                     |    |
|---------------------|----|
| 女性は35歳以後の加入15年で老令年金 | 46 |
|---------------------|----|

(1)途中で他の年金の加入があってもよい/46

(2)35歳以後だけで15年の加入が必要/48

(3)定額部分は20年分支給/48

☆あなたはもう損をしません/49

|        |    |
|--------|----|
| 老令年金の額 | 50 |
|--------|----|

|                 |    |
|-----------------|----|
| 厚生年金の老令年金の基本年金額 | 50 |
|-----------------|----|

(1)基本年金額はいくらか/50

(2)正確な年金額は社会保険事務所で/50

|                |    |
|----------------|----|
| 厚生年金の老令年金額の仕組み | 53 |
|----------------|----|

(1)どの年金も基本年金は支給される/53

(2)配偶者や子どもに支給年金/53

|                     |    |
|---------------------|----|
| 基本年金は定額部分と月給比例部分の合計 | 54 |
|---------------------|----|

(1)定額部分と月給比例部分/54 (2)定額部分は加入1か月

当り2,209円90銭/55 (3)定額部分の最高は92万8,158円/56

|                   |    |
|-------------------|----|
| 月給の低い人は定額部分の割合が多い | 56 |
|-------------------|----|

(1)定額部分と月給比例部分の割合/56 (2)定額部分の増額に

重点/57 (3)加入継続1年で月給が低くても3万円以上増額/58

|                   |    |
|-------------------|----|
| 月給比例部分は加入中の月給の平均額 | 58 |
|-------------------|----|

(1)加入中の平均月給とする理由/58 (2)現在の給料に見直す/60

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 厚生年金の老令年金のおおまかな額を知る方法 | 62 |
|-----------------------|----|

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 厚生年金基金は上積みする               | 62 |
| 配偶者加給は18万円、全額・減額・夫婦両方につくなど | 65 |
| 子どもの加給は1人6万円               | 67 |
| (1)加給対象の子ども                | 67 |
| (2)子ども2人までは6万円ずつ           | 68 |
| 《実例》厚生年金の老令年金額             | 69 |
| 《実例》加入15年の老令年金額            | 72 |
| 通算老令年金—受給条件と年金額—           | 76 |
| 大正9年4月まで生まれは加入14年以下で年金受給   | 76 |
| (1)特例の特例                   | 76 |
| (2)知らないと損をする特例             | 76 |
| 厚生年金の通算老令年金額               | 77 |
| 通算老令から老令年金へ                | 80 |
| 通算老令から老令年金へ支給替えの利益         | 80 |
| (1)定額部分だけで16万円ほどの増額        | 80 |
| (2)遺族の年金も増額など              | 80 |
| (3)第4種加入通算老令から老令年金へ        | 81 |
| 年金の支給開始年令                  | 83 |
| 年金の支給開始年令はさまざま             | 83 |
| 障害者の老令年金の若令支給              | 84 |
| 在職中の老令年金額                  | 85 |
| 働きながら年金を受給                 | 85 |
| 在職中の加算増額                   | 86 |
| 受給資格に年数不足のばあい              | 88 |
| 老令年金を受給するのに加入年数が不足のばあいは？   | 88 |
| (1)5つの方法がある                | 88 |
| (2)国民年金などと通算する             | 88 |
| 第4種継続加入は有利                 | 89 |
| (1)第4種任意継続加入とは             | 89 |
| (2)厚生年金の第4種加入は国民年金より有利     | 89 |
| テレビで第4種加入を勧める              | 90 |
| 《実例》15年の特例支給を知らなかった        | 92 |

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 《実例》 締切り 1 週間前に教えられ第 4 種加入して老令年金      | 92  |
| 《実例》 加入継続 1 年で老令35万円増額・遺族40万円増額       | 94  |
| ☆女性の一生と年金                             | 95  |
| 障害年金—受給条件と年金額—                        | 96  |
| 加入中の、けが・病気に障害年金が支給                    | 96  |
| (1)障害者の支え／96 (2)厚生年金の障害年金を受けら         |     |
| れるとき／96 (3)軽い障害には障害手当金が支給／97          |     |
| 適確な診断書が必要                             | 97  |
| 年金額は障害の重さによる                          | 101 |
| (1)1 級は介護料つき／101 (2)障害が変われば年金も変わる／102 |     |
| (3)障害年金は在職中でも全額支給される／102              |     |
| 《実例》 加入中の障害と認められ年金支給                  | 103 |
| 遺族年金—支給条件と年金額—                        | 104 |
| 遺族年金を受けられるとき                          | 104 |
| 遺族年金を受けられる遺族                          | 104 |
| (1)奥さんが最優先／104 (2)厚生年金の遺族年金は転給        |     |
| しない／106 (3)実家へ復籍しても支給継続／106           |     |
| 遺族年金は基本年金プラス加給・加算                     | 106 |
| 遺族年金の基本年金額の最低保障は54万0,700円             | 108 |
| 遺族年金の加給年金                             | 108 |
| 寡婦加算は12万円と21万円                        | 110 |
| (1)寡婦加算は 2 倍以上の増額／110                 |     |
| (2)老令・退職・障害年金受給中は加算なし／111             |     |
| ☆厚生年金の昭和56年改正の要点／111                  |     |
| 《実例》 遺族年金額の計算                         | 112 |
| 遺族年金額の最低支給額                           | 113 |
| 遺族年金と老令年金両方受給                         | 115 |
| (1)遺族年金を選んだときは／115                    |     |
| (2)自分の老令年金が高額の場合は併給なし／116             |     |
| 《実例》 未支給年金は遺族が受ける                     | 118 |

|                                                                                    |     |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 《実例》奥さんは老令、子どもは遺族年金の両方全額支給……                                                       | 119 |
| 《実例》通算老令未支給と通算遺族・寡婦3年金……                                                           | 119 |
| ☆ちょっと気になること／121                                                                    |     |
| 厚生年金の加入資格……                                                                        | 122 |
| パートも見習いも加入できる……                                                                    | 122 |
| (1)適用事業所で働く人が加入／122                                                                |     |
| (2)パート、見習いも加入できる／122                                                               |     |
| 年金手帳の記号・番号は一生に1つ……                                                                 | 124 |
| 《実例》記号・番号7つを整理する……                                                                 | 128 |
| ☆年金背番号／128                                                                         |     |
| 保険料……                                                                              | 129 |
| 標準月給とは……                                                                           | 129 |
| 保険料は安い……                                                                           | 130 |
| (1)保険料の半額は事業主が負担／130 (2)女性は男性より<br>安い／130 (3)保険料の大幅引き上げは絶対必要／130                   |     |
| 受給手続き……                                                                            | 133 |
| 年金の請求手続きは正しく早く……                                                                   | 133 |
| (1)加入中は事業主が行う／133 (2)重要な年金請求手続き／133<br>(3)添付書類は何か／135                              |     |
| 年金証書と決定通知……                                                                        | 137 |
| 年金の支払いと受け取り……                                                                      | 137 |
| (1)老令、障害、遺族は3か月ごと／137<br>(2)希望の金融機関で受け取れる／137                                      |     |
| 《実例》脱落期間を発見して年金受給……                                                                | 141 |
| 年金額の引き上げ……                                                                         | 142 |
| 年金額の物価スライド制と実質増額……                                                                 | 142 |
| (1)平均月給の6割を支給／142 (2)モデル年金額／142<br>(3)厚生年金の実質増額の経過／143<br>(4)物価が上がれば年金も引き上げられる／143 |     |

## 国民年金 ..... 145

### 老令年金の支給条件..... 146

老令年金は納付25年..... 146

昭和5年4月前生まれは10年ないし24年で受給..... 146

10年年金..... 148

### 老令年金の額..... 149

老令年金は納付25年で50万円余..... 149

国民年金の老令年金の優遇加算..... 150

(1)大正5年生まれは優遇加算9万円余／150

(2)免除期間の加算は半額、滞納は加算なし／150

(3)通算老令から優遇加算つき老令年金へ／151

(4)受給額が低いときは老令福祉年金と同額／152

60歳まで納め満額受給を..... 152

☆夫の亡きあとには遺族年金で／153

《実例》優遇加算へ支給替えて7万円増..... 154

### 通算老令年金..... 157

国民年金の通算老令年金..... 157

《実例》サラリーマンの奥さんは納付1年でも支給..... 158

☆サラリーマンの奥さんは国民年金へ／159

### 加入資格..... 160

国民年金に加入する人..... 160

### 保険料..... 161

安すぎる保険料..... 161

(1)徐々に引き上げが必要／161

(2)付加保険料／162

保険料の免除と追納..... 162

(1)保険料の納付免除／162 (2)追納すれば満額支給／162

☆生活保護を受けても国民年金支給／163

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 《実例》上手な免除と追納         | 164                 |
| 障害年金                 | 165                 |
| 思わぬけが・病気に障害年金        | 165                 |
| (1)障害者の支え／165        | (2)障害年金を受けられるとき／165 |
| (3)加入前の障害と併合／167     | (4)障害が続くあいだ支給／167   |
| 《実例》15年さかのぼって障害年金を支給 | 168                 |
| 国民年金の障害年金は老令年金より多額   | 170                 |
| ☆国民年金の昭和56年改正の要点／170 |                     |
| 母子年金・寡婦年金・福祉年金       | 171                 |
| 母子年金は奥さんが保険料を納める     | 171                 |
| 母子加算のつく人つかない人        | 171                 |
| (1)老令年金より優遇されている／171 | (2)母子加算制度の新設／172    |
| (3)母子加算のつかないばあい／173  |                     |
| ☆年金でお金が借りられます（Ⅰ）／173 |                     |
| 《実例》母子年金額の計算         | 174                 |
| 寡婦年金は低額              | 175                 |
| 福祉年金                 | 175                 |
| (1)福祉年金とは／175        | (2)年金額は低い／176       |
| (3)福祉年金の支給制限／176     |                     |
| 支給手続きと受け取り           | 177                 |
| 国民年金の手続き             | 177                 |
| 国民年金の支払いと受け取り        | 177                 |
| (1)希望のところで受け取り／177   | (2)支払い月／177         |
| ☆共済年金制度の概略／178       |                     |
| <b>農業者年金</b>         | 181                 |
| 農業者年金制度とは            | 182                 |
| 経営移譲年金               | 183                 |
| (1)年金額／183           | (2)支給の条件／183        |

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 離農給付金                | 184                  |
| (1)離農給付金／184         | (2)離農給付金を受けられる条件／184 |
| (3)離農給付金の額／184       |                      |
| 農業者老令年金              | 184                  |
| 農業者年金の65歳前と後の支給関係    | 186                  |
| 農業者年金へ加入できる人         | 189                  |
| (1)農業者年金の加入資格／189    | (2)出稼ぎ者の特例／190       |
| 保険料                  | 190                  |
| 加入申し込みと年金支払いは農協がふつう  | 192                  |
| ☆年金でお金が借りられます(Ⅱ)／192 |                      |

|         |     |
|---------|-----|
| 通 算 年 金 | 193 |
|---------|-----|

|                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| 転職者・女性・出稼ぎ農家などに有利な年金の通算制    | 194                     |
| 通算される制度と期間                  | 194                     |
| 通算年金を受けられるとき(受給資格)          | 196                     |
| (1)2つ以上の制度の加入期間を通算／196      |                         |
| (2)オマケ通算／196                | (3)みなし通算年金／197          |
| 国民年金と厚生・共済年金などの通算           | 198                     |
| 厚生年金と共済年金は20年、国民年金との通算では25年 | 199                     |
| 昭和5年前生まれは10年～19年、24年で支給     | 199                     |
| (1)加入・納付期間の短縮特例／199         | (2)厚生と共済は               |
| 10年～19年／199                 | (3)国民とほかの年金は10年～24年／200 |
| 何回替わっても通算される                | 200                     |
| 通算される期間、されない期間              | 201                     |
| (1)すべての年金制度を通算／201          | (2)通算される期間／201          |
| (3)通算されない期間／201             |                         |
| 通算年金の支給開始                   | 202                     |
| 通算老令年金の額                    | 202                     |
| 通算老令・退職年金の手続き               | 203                     |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 通算年金の支払いと受け取り      | 203 |
| ☆年金にかかる税金／204      |     |
| 《実例》通算年金の実例        | 205 |
| ☆時効という落とし穴／209     |     |
| 付録・年金の相談機関         | 211 |
| 厚生・国民・船員保険，通算年金の相談 | 211 |
| 国民年金の問い合わせ相談       | 212 |
| 国井國長の年金相談          | 213 |

装丁／島田拓史      図版／ばら・デザイン

★図表に用いた略号     = 厚生年金、 = 船員保険  
                               = 国民年金、 = 各共済年金

# 年金を理解する ために



## 年金を理解するための要点

年金の知識を得たいが、年金は難しいというのが一般の方がたの声です。年金を受ける権利の「受給資格」、加入できる条件の「加入資格」、保険料などの義務については、すべて「年金法」に定めています。「権利」「義務」は、何よりも正確に定めなければなりません、ともすると難しい用語が使われることになります。用語ばかりではありません。あとで述べるように、年金法には原則法規の例外的な特例、除外規定がたくさんありますので、確かにいっそう複雑で、難しくなります。

そこで、この本を読んで「年金の上手な利用・有利な受け方」に役立てていただくために、以下、年金についての基礎的な事柄を説明します。

### 年金とはどういうものか

“年金”とは、ひと口でいえば、政府から受給権のある人にたいして、一定の金額を一生の間、または決められた障害の間か、遺族である間支給されるものです。厚生年金法では第1条で、「老令、障害、死亡にたいして、年金を支給して、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする」と定めています。老令になったり、不幸にして身体障害になって働いて収入を得ることが困難になったときに、老令年金や障害年金を支給して所得を保障することが、年金の目的です。また、働き手の夫、息子などを失った遺族にたいして、遺族年金を支給して所得を保障するのが、年金の目的です。

### 公的年金・私的年金

ふつう“年金”というときは「公的年金」のことを指します。「公的年